

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

高所作業車運転技能講習（長野会場）のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第15号（就業制限に係る業務）により、高所作業車運転技能講習修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により高所作業車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

講習日時 会場	学科：令和8年11月16日（月） 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時 実技：令和8年11月17日（火）	(一社)中部労働技能教習センター長野実技場 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 電話（026）278-9255
------------	---	---

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

コース別	受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料 (税込)	教材費 (税込)
第1コース	① 移動式クレーン運転士免許を有する者 ② 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	6時間	6時間	39,600円	2,200円
第2コース	① 大型特殊自動車免許、大型、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 ② フォークリフト運転、ショベルローダー等運転、不整地運搬車運転、車両系建設機械（整地等・解体用・基礎工事用）運転技能講習修了者	2日	8時間	6時間	40,700円	2,200円

※ 学科補講料：30分 1,100円（税込） 実技補習料：30分 1,650円（税込）

■ 受付定員 15名

※ コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し上げます。

■ 締切日 令和8年11月2日（月）

（ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。）

■ 申込み

受講申込書に ① 写真1枚（縦3cm×横2.5cm、裏面に名前明記）
② 該当するコースの「修了証」又は「免許証」の写し
③ 受講料・教材費

を添え、長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町 124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ 受講料・教材費を振込みの場合は、受付完了後下記まで納入ください。

振込先： 八十二長野銀行 長野駅前支店 普通預金 386-343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないでください。

■ 助成金等

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866